

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(六件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………

告示

●東京都告示第千三百九十五号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十八年八月二十四日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者
(一) 商号 有限会社ビトイン
(二) 代表者氏名 取締役 鉄田 純
(三) 主たる事務 品川区大井一丁目二十一番二号豊強ビル七〇一号
(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三一九号
(五) 免許年月日 平成二十六年五月二十一日

一 日時 平成二十八年八月二十四日 午後四時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者
(一) 商号 株式会社ファーストリンク
(二) 代表者氏名 代表取締役 北尾 美暁
(三) 主たる事務 世田谷区太子堂一丁目十二番三十九号所の所在地 三軒茶屋ビル三階
(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇六四号
(五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

●東京都告示第千三百九十六号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十八年八月二十三日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

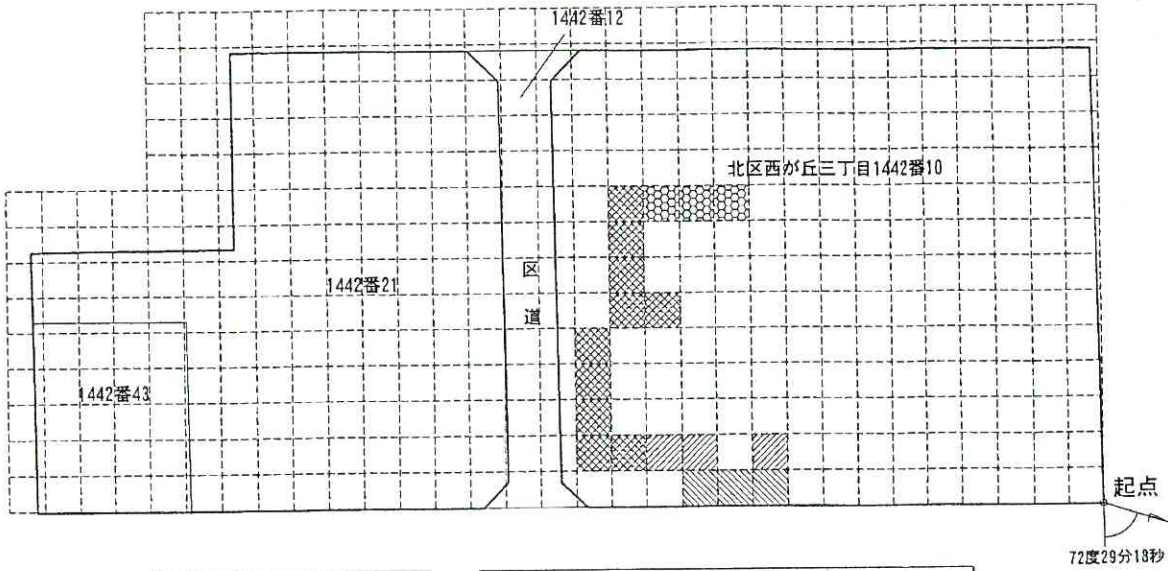
三 被聴聞者
(一) 商号 ダイイチコーポレーション株式会社
(二) 代表者氏名 代表取締役 眞鍋 優
(三) 主たる事務 港区芝二丁目一番十九号
(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八一七五号
(五) 免許年月日 平成二十四年九月七日

●東京都告示第千三百九十七号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

別図



【起点】
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

【格子の回転角度(72度29分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界線

- 要措置区域(この告示により指定する区域)
- 要措置区域(平成25年東京都告示第67号により指定した区域)
- 要措置区域(平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
- 要措置区域(平成27年東京都告示第66号により指定した区域)

●東京都告示第千四百号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

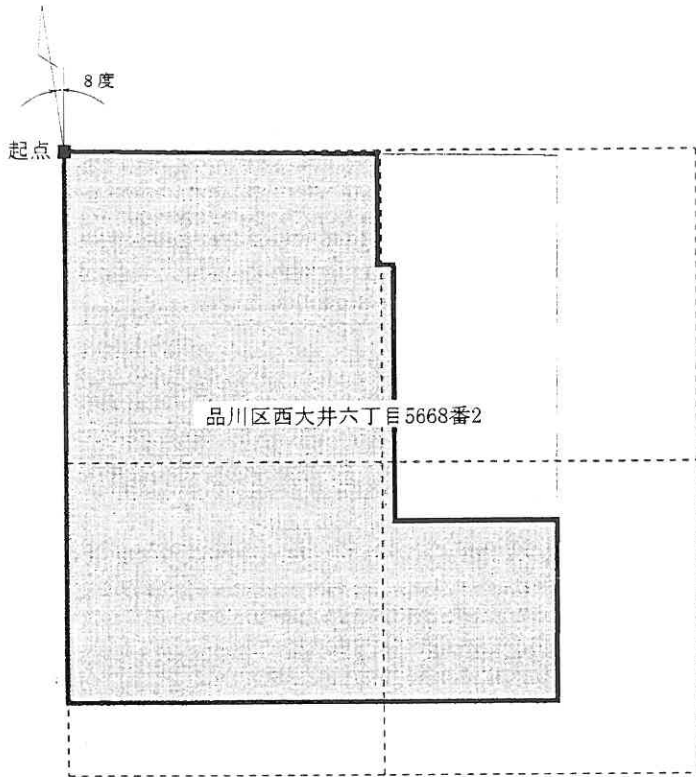
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西大井六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆界
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、品川区西大井六丁目5668番2の最北端とする。

【格子の回転角度(8度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区中丸町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物